

暴力団排除措置に係る「セーフティドライブ・チャレンジ123作戦申込書」への広告掲載基準

第1 趣旨

山梨県暴力団排除条例が平成23年4月1日から施行されたことに伴い、「山梨県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」が策定され、県が行う契約について、暴力団排除のための措置を講じることとしており、山梨県交通対策推進協議会の広告掲載基準についてもこれに準じる必要があることから「セーフティドライブ・チャレンジ123作戦申込書」広告掲載要領(以下「要領」という。)第10条に基づき、次のとおり定めるものとする。

第2 掲載基準

広告主又は広告主の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは、当該広告主の広告は掲載しない。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

第3 違約金の支払い等

第2の規定により、広告主の広告を掲載しない場合は、広告主は、違約金として広告掲載料の100分の10に相当する金額を山梨県交通対策推進協議会に支払うものとする。

また、広告掲載料についても、要領第8条第2項の規定に基づく「広告主の都合により広告掲載を取り下げた場合」とみなし、振込済みの広告掲載料は、返還しない。
当該規定により、広告主の広告を掲載しない場合において、広告主は、山梨県交通対策推進協議会にその損失の補償を求められない。

第4 誓約書の提出

「セーフティドライブ・チャレンジ123作戦申込書」に広告を掲載する場合、広告主は、要領第5条の規定に基づく広告掲載の申込みの際に、暴力団または暴力団の構成員等でない旨の誓約書(別紙)を山梨県交通対策推進協議会に提出しなければならない。

(別紙)

誓約書

私は、次の事項について誓約します。

なお、山梨県交通対策推進協議会が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、「セーフティードライブ・チャレンジ123 作戦申込書」への広告掲載等における身分確認に利用することに同意します

記

- 1 自己又は自団体(社)等の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県交通対策推進協議会長
山梨県知事 長崎 幸太郎 様

[広告主の法人、団体にあつては事務所所在]
住所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]
(ふりがな)
氏名 (印)

生年月日
(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日